



## わたしと憲法 第14話

### “政府の「勘違い」”



監事  
橋本 吉広

2014年の介護保険法改正で、「要支援」者を訪問・通所の予防介護から外し、新しい総合的な地域支援事業に移行させることになった。この変更では、ボランティア等を主な担い手とする訪問型サービスB、通所型サービスBと、配食等の生活支援サービスが予定されている。政府は、国民から負託された業務を実施すべきなのに、市民社会の自主的なボランティア活動に手を突込み、少額の助成のバラマキで政府の施策に住民を「動員」という勘違いがここにはある。これは、憲法解釈権限は首相にあるとし、集団自衛権行使を容認する閣議決定をした安倍政権の体質と同質であり、国民に対する主権が内閣にあるという「勘違い」が介護分野にも顔をだしたと言えそうだ。

